

公衆浴場衛生基準等に関する条例改正の概要について

全国的なアウトドアサウナの流行など、多様化する消費者ニーズを踏まえ、公衆衛生を担保するために必要な規定を整備するとともに、現行の衛生管理の観点から規定の見直しを行うため、条例を改正しました。その中で、飲料水設備及びサウナについては、利用者の安全面及び衛生面を考慮した規定を新たに追加しました。

(主な改正内容)

新規	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水を供給するための設備設置に関する規定 ○サウナ設備に関して、安全面及び衛生面を確保するための規定 <ul style="list-style-type: none"> ・床面、内壁及び天井は耐熱性を有すること。 ・入浴者の安全を確認することができる窓を設けること。 ・入浴者が利用しやすい場所に非常用のブザーを設けること。 ・床面には、排水口を設けること。 ・給気口及び排気口を適当な位置に設けること。 ○浴室の床面は滑りにくい材質又は構造とすること。 	<p>赤字部分の規定は 令和7年7月1日 施行です。</p>
削除	<ul style="list-style-type: none"> ○浴室及び脱衣場の天井高等の数値基準 <ul style="list-style-type: none"> ・浴室の天井の高さは3.7メートル以上とすること。 ・脱衣場の天井の高さは3メートル以上とすること。 ・浴室及び脱衣場に男女を区別するための高さ1.8メートル以上の完全な障へいを設けること。 	
施行日	令和6年10月4日（ただし、飲料水設備及びサウナの規定は令和7年7月1日）	

施行日の前日までに許可を受けて営業している施設について、施設の増築、改修等により構造設備が変更されるまでの間は、改正前の条例の基準で営業が可能です。



新旧対照表について

構造設備の規定は、並び替えと項目の整理を行いました。

(新)

第1条 (趣旨)
第2条 (定義)
第3条 (配置の基準)
第4条 (構造設備の基準)
第4条第1項 (脱衣場)
第4条第2項 (浴室)
第4条第3項 (脱衣場、浴室以外)
第5条 (サウナ、個室)
第6条 (構造設備の基準の緩和)
第7条 (衛生・風紀等の基準)
第8条 (その他の衛生・風紀等の基準)

(旧)

第1条 (趣旨)
第1条の2 (定義)
第1条の3 (配置の基準)
第2条 (構造設備の基準)
第2条の2 (サウナ、個室)
第2条の3 (構造設備の基準の緩和)
第3条 (下足、傘置き場)
第4条 (脱衣場の設備)
第5条 (浴室の設備)
第6条 (衛生・風紀等の基準)
第7条 (その他の衛生・風紀等の基準)



施設全般の規定

改正後

(削除)

(衛生・風紀等の基準に移行)

改正前

~~浴場の出入口は、男女を区別し、かつ戸障子の開閉によって浴室及び脱衣場を外部より見透しできないようにすること。~~

脱衣場及び浴室の床面における照度を10ルクス以上の照度に保有し、~~停電又は故障のための~~予備装置を施すこと。



	改正後	改正前
第4条第1項	<u>公衆浴場の脱衣場</u> の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第2項に規定する施設にあつては、 <u>第2号</u> を除く。	<u>公衆浴場</u> の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第2項に規定する施設にあつては、 <u>第3号から第5号まで及び第9号</u> を除く。
第4条第1項(1)	男女を区別し、 <u>相互に、かつ、外部（当該脱衣場に入出りすることができる浴室を除く。）</u> から見通すことができない構造とすること。	<u>浴室及び脱衣場は、すべて男女を区別し互に見透しできないよう、高さ1.8メートル以上の完全な障へいを設ける</u> こと。
第4条第1項(2)	<u>床面積は、規則で定める面積（男女各14平方メートル）以上</u> とすること。	<u>脱衣場の面積は、男女各14平方メートル以上、天井の高さは、3メートル以上</u> とすること。
第4条第1項(3)	床面は、 <u>耐水性を有するものとする</u> こと。	<u>脱衣場の床面は、浴室の床面より高くする</u> こと。
第4条第1項(4)	脱衣箱には施錠又はこれに <u>代わるべき設備を設ける</u> こと。	脱衣箱には施錠又はこれに <u>代るべき設備をする</u> こと。
第4条第1項(5)	<u>開放できる窓又は換気設備</u> を設けること。	<u>換気孔</u> を設けること。
第4条第1項(6)	<u>洗面設備</u> を設けること。	<u>洗面所</u> を設けること。
第4条第1項(7)	紙くず箱を1個以上備えること。	紙くず箱を1個以上備えること。
	(削除)	<u>脱衣場の床下地盤は外部地盤より0.06メートル以上高くし、コンクリート又はしっくいたたきとし、適当な換気方法を講じ完全な防鼠(そ)の設備をすること。</u>



	改正後	改正前
第4条第2項	<u>公衆浴場の浴室</u> の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第2項に規定する施設にあっては、 <u>第3号、第5号から第7号まで及び第10号</u> を除く。	<u>公衆浴場</u> の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。ただし、次条第2項に規定する施設にあっては、 <u>第3号から第5号まで及び第9号</u> を除く。
第4条第2項(1)	男女を区別し、 <u>相互に、かつ、外部（当該浴室に出入りすることができる脱衣場及び浴室を除く。）</u> から見通すことができない構造とすること。	<u>浴室及び脱衣場は、すべて男女を区別し互に見透しできないよう、高さ1.8メートル以上の完全な障へいを設けること。</u>
第4条第2項(2)	<u>床面から規則で定める高さ（1メートル）までの周壁は、耐水性を有するものとする</u> こと。	<u>浴室の周囲は、床上1.5メートルまでは、煉瓦又はコンクリートをもって築造し、その他は全部板張又は防湿材料をもって築造すること。</u>
第4条第2項(3)	<u>床面は耐水性を有するとともに、汚水が屋外の下水溝に流下するよう適当な勾配を有するものとする</u> こと。	<u>浴室の面積は、男女各20平方メートル以上とし*、床は不浸透質材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り汚水が、屋外下水溝に完全流下するようにすること。</u> <small>*第7号に移行</small>
第4条第2項(4)	<u>床面は滑りにくい材質又は構造と</u> すること。	<u>(新)</u>
第4条第2項(5)	天井は、 <u>水滴が落下しないよう適当な勾配を有するものとする</u> こと。	<u>浴室の天井の高さは3.7メートル以上とし、その中央に湯気抜窓を設け、その大きさは、浴室の床面積の12分の1以上と</u> すること。
第4条第2項(6)	<u>湯気を排出するための窓又は換気扇を設ける</u> こと。	



	改正後	改正前
第4条第2項(7)	<u>洗い場の面積は、規則で定める面積（男女各14平方メートル）以上とすること。</u>	<u>浴室の面積は、男女各20平方メートル以上とし、床は不浸透質材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り汚水が、屋外下水溝に完全流下するようにすること。*</u> *第3号に移行
第4条第2項(8)	<u>洗い場には入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を備えること。</u>	入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を備えること。
第4条第2項(9)	<u>入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること。</u>	洗い桶及び腰掛を <u>充分に</u> 備えること。
第4条第2項(10)	<u>浴槽は耐水性を有するものとするほか、その構造は次によること。ただし、同一の浴室に複数の浴槽を設けるときは、そのうちの1つの浴槽に限り次のアの規定を適用する。</u>	<u>浴槽の築造は、石材、煉瓦、人造石又はこれに代るべき不浸透質材料を用いてするのほか、その構造は次によらなければならない。ただし、同一の浴室に2以上の浴槽を設けるときは、その1つの浴槽を除いては次のイからオまでの規定はこれを適用しない。</u>
	(削除)	槽底は外部地盤面の高さ以上
第4条第2項(10)ア	<u>浴槽内の面積は、規則で定める面積（3.6平方メートル）以上とすること。</u>	内法面積は、 <u>4平方メートル以上</u>
	(削除)	深さ <u>0.7メートル以上</u>
第4条第2項(10)イ	<u>上縁の高さは、浴槽外から湯水が流入しない高さとする。</u>	<u>露出部は洗場の表面より0.3メートルから0.5メートルまで</u>
第4条第2項(10)ウ	<u>必要に応じ、浴槽内に手すり及び階段を設けること。</u>	<u>浴槽内に階段を設けるときは、踏面は0.2メートル以上</u>
第4条第2項(11)	<u>その他の公衆浴場には、<u>適当な数のシャワーを備えること。</u></u>	<u>その他の公衆浴場には、前項に定めるもののほか、必要に応じた数のシャワー装置を備えなければならない。</u>



浴室及び脱衣場以外の規定

	改正後
第4条第3項	<u>前2項に掲げるもののほか、</u> 公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
第4条第3項(1)	<u>履物を保管できる設備</u> 及び傘の置場は適当な場所に <u>設けること。</u>
第4条第3項(2)	<u>入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。</u>
第4条第3項(3)	排水溝は、 <u>不浸透性を有するとともに、防虫及び防鼠の設備を設けること。</u>



	改正前
	公衆浴場の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。 ただし、次条第2項に規定する施設にあつては、第3号から第5号まで及び第9号を除く。
	<u>公衆浴場の下足</u> 及び傘の置場は適当な場所に <u>設けなければならない。</u>
	(新規)
	排水溝は、 <u>煉瓦その他不浸透質材料をもって築造し、完全な暗きよとすること。</u>

サウナの規定

	改正後	改正前
第5条第1項	公衆浴場のうち <u>蒸気又は熱気</u> を使用して入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。	その他の 公衆浴場のうち <u>蒸気、熱気又は砂等</u> を使用して <u>浴室に同時に多数人</u> を入浴させる施設の構造設備は、次の各号の条件を具備しなければならない。
第5条第1項(1)	<u>浴室（蒸気又は熱気を使用するものに限る。以下この項において同じ。）の床面、内壁及び天井は、耐熱性を有するものとする。</u>	(新規)
第5条第1項(2)	<u>浴室の床面には、排水口を設けること。</u>	(新規)
第5条第1項(3)	浴室内の放蒸器、放熱器等は直接身体に接触しないような構造とし、浴室内に温度計を備えること。	浴室内の放蒸器、放熱器等は直接身体に接触しないような構造とし、浴室内に温度計を備えること。
第5条第1項(4)	<u>浴室には、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。</u>	(新規)
第5条第1項(5)	<u>浴室には、入浴者の安全を確認することができる窓を設けること。</u>	(新規)
第5条第1項(6)	<u>浴室には、入浴者が利用しやすい場所に非常用のブザーを設けること。</u>	(新規)
第5条第1項(7)	入浴者の <u>休息のための場所</u> を設けること。	入浴者の <u>休息に必要な休息室</u> を設け、 その <u>面積は脱衣場と同等以上</u> とすること。
第5条第1項(8)	浴室の出入口の扉には、施錠の設備を <u>設けない</u> こと。	脱衣室、浴室及び休息室 の出入口の扉には、施錠の設備を <u>しない</u> こと。

個室の規定

	改正後	改正前
第5条第2項(1)	<u>個室の出入口の扉には、施錠の設備を設けないこと。</u>	<u>前項第1号及び第3号に掲げる事項</u>
第5条第2項(2)	床面積は <u>規則で定める面積(10平方メートル)</u> 以上とし、 <u>適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。</u>	床面積は <u>10平方メートル以上</u> とし、 <u>適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。</u>
第5条第2項(3)	個室の出入口の <u>扉</u> に通路の床面から <u>規則で定める高さ(1メートル以上)</u> の位置に <u>規則で定める大きさ(縦0.3メートル横0.3メートル以上)</u> の無色かつ透明なガラス窓を設け、内部の見通しを <u>遮る</u> ものを置かないこと。	個室の出入口 <u>とびら</u> に通路床面から <u>1メートル以上</u> の位置に無色かつ透明なガラス窓(<u>縦0.3メートル横0.3メートル以上のも</u> <u>の</u>)を設け、内部の見透しを <u>さえぎる</u> ものを置かないこと。
第5条第2項(4)	個室内の <u>照明用の電灯</u> は、当該個室以外の場所で点滅又は減光する装置とすること。	個室内の <u>照明用電燈</u> は、当該個室以外の場所で点滅又は減光する装置とすること。

衛生、風紀等に係る基準

	改正後	改正前
第7条第1項(1)	浴場の内外は常に清潔 <u>に</u> 保つこと。	浴場の内外は常に清潔 <u>を</u> 保つこと。
第7条第1項(2)	浴場の出入口には、看板を掲げ、かつ、夜間は <u>標灯を点灯した状態にしておくこと。</u>	浴場の出入口には、 <u>男女識別の</u> 看板を掲げ、かつ、夜間は <u>標燈を点ずること。</u>
第7条第1項(7)	浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう <u>にする</u> とともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。	浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう <u>努める</u> とともに、当該測定結果を記載した書類を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。
第7条第1項(20)	脱衣場は、しばしば消毒をすること。ただし、 <u>病原体等に汚染され、又は汚染されたおそれのある場合はその都度消毒を</u> すること。	脱衣場は、しばしば消毒をすること。ただし、 <u>ウイルス汚染のおそれがある場合はその都度</u> すること。
第7条第1項(21)	脱衣場及び浴室の床面において、 <u>脱衣、入浴等に支障のない照度を確保する</u> こと。	脱衣場及び浴室の床面における <u>照度を10ルクス以上の照度に保有し、</u> 停電又は故障のための予備装置を施す こと。
第7条第1項(22)	<u>入浴者にタオル、くし又はブラシその他の物品を貸与する場合には、新しいもの又は消毒したものを貸与すること。</u> (一般公衆浴場・その他公衆浴場 共通)	<u>入浴者共用の手拭、くし、刷毛等の類を備えないこと。</u> (一般公衆浴場) <u>浴用に供するタオル、くし、ブラシその他の物品は、客1人ごとに消毒すること。</u> (その他公衆浴場)
第8条	その他の公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号(第 <u>2</u> 号を除く。)に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。	その他の公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号(第 <u>2 2</u> 号を除く。)に掲げる事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

